総務建設常任委員会協議会　説明資料

令和６年11月８日

大磯町における今後のいじめ防止対策について

資　料

１　これまでのいじめ防止対策について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　今後のいじめ防止対策について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３　新たな相談体制について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
４　（仮称）大磯町こどもをいじめから守る条例について　・・・・・・・・　１
５　今後のスケジュールについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
参考資料１　新たな相談体制について（イメージ図）　・・・・・・・・・・　３
参考資料２　（仮称）大磯町こどもをいじめから守る条例（素案）　・・・　４～７

政　策　課

大磯町における今後のいじめ防止対策について

１　これまでのいじめ防止対策について

本町のいじめ防止対策については、これまでも学校や教育委員会においていじめの防止等に向けた取組みを進めてきました。平成25年には「いじめ防止対策推進法」が施行され、本町では、その法律に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「大磯町いじめ防止基本方針」を、平成27年に策定し取組みを推進しており、いじめの防止等に対する一定の効果があったと捉えています。

２　今後のいじめ防止対策について

全国における令和４年度の小中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめ認知件数は、昨今の積極的な認知等により約68万件と過去最多となりました。また、本町における令和４年度の認知件数は972件と多くの事案を認知しています。しかしながら、認知によりいじめが顕在化する一方で、見えないところでいじめが発生しているケースが存在している可能性も否定できません。このような事案を見逃すことなく、未然の防止や早期解決に導くためには、相談体制の充実を図る必要があると考えています。

そこで、令和７年度においては、新たな相談体制を構築するとともに、「(仮称) 大磯町こどもをいじめから守る条例」を制定することで、大磯町全体で「こどもをいじめから守る」意識の醸成に取り組みます。

３　新たな相談体制について

いじめで悩むこどもからの相談を、新たに設置する「(仮称) 大磯こどもいじめ110番」で受けます。いじめの疑いのある事案については、政策総務部政策課で情報を集約し、教育部学校教育課と情報を共有することで、いじめ事案の未認知を防ぎます。

相談体制は、参考資料１のイメージ図の体制を想定しています。

４　（仮称）大磯町こどもをいじめから守る条例について

新たに制定する「(仮称) 大磯町こどもをいじめから守る条例」は、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に係る基本理念を定めます。また、町、学校、保護者及び町民の責務や役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に係る基本的な事項を定めます。そして、こどもたちをいじめから守ることで、こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することを目的として制定します。

なお、本条例は新規に制定する条例となるため、パブリックコメントを実施し、町民の皆様などからの御意見も参考にして制定の準備を進めます。

条例素案は、参考資料２のとおりです。

【条例素案のポイント】

(1)　前文を設定（前文）

本条例制定の目的や精神を明確にするために、前文を設けます。

(2)　定義に「こども」を規定（第２条）

小中学校の児童生徒だけではなく、幼稚園、保育園の児童も対象とします。また、町立の学校や園以外に通学、通園するこどもも対象とします。

(3)　「いじめ問題再調査委員会」の設置を規定（第12条）

町長部局の附属機関として「いじめ問題再調査委員会」を位置付けます。

(4)　町立学校以外の学校等への協力要請を規定（第17条）

町立の学校や園以外のこどもが通学、通園する学校等に対して協力を求めることができるようにします。

(5)　新たな相談体制の整備等を規定（第14条、第18条）

新たな相談体制の構築に向け、相談体制の整備と、町長及び教育委員会との連携を規定します。

５　今後のスケジュールについて

年月日	会議等	備考
令和６年10月22日	政策会議	今後のいじめ防止対策及び条例素案について
令和６年11月７日	総合教育会議	今後のいじめ防止対策及び条例素案について
令和６年11月８日	総務建設常任委員会協議会	今後のいじめ防止対策及び条例素案について
令和６年11月下旬 ～12月中旬	町民説明会	今後のいじめ防止対策及び条例素案について
令和６年12月２日 ～令和７年１月６日	条例素案に対するパブリックコメントの実施	広報12月号及び町ホームページ等で周知
令和７年１月中旬	政策会議	パブリックコメントの結果報告及び条例案について
令和７年１月下旬	総務建設常任委員会協議会	パブリックコメントの結果報告及び条例案について
令和７年２月中旬	令和７年第１回（３月）大磯町議会定例会	条例案の提案
令和７年４月１日	条例の施行	

※　条例の制定に合わせて、町長部局の附属機関に「(仮称) 大磯町いじめ問題再調査委員会」を追加するため、「大磯町附属機関の設置に関する条例」の改正案も併せて提案する予定です。

参考資料１

◇　新たな相談体制について（イメージ図）

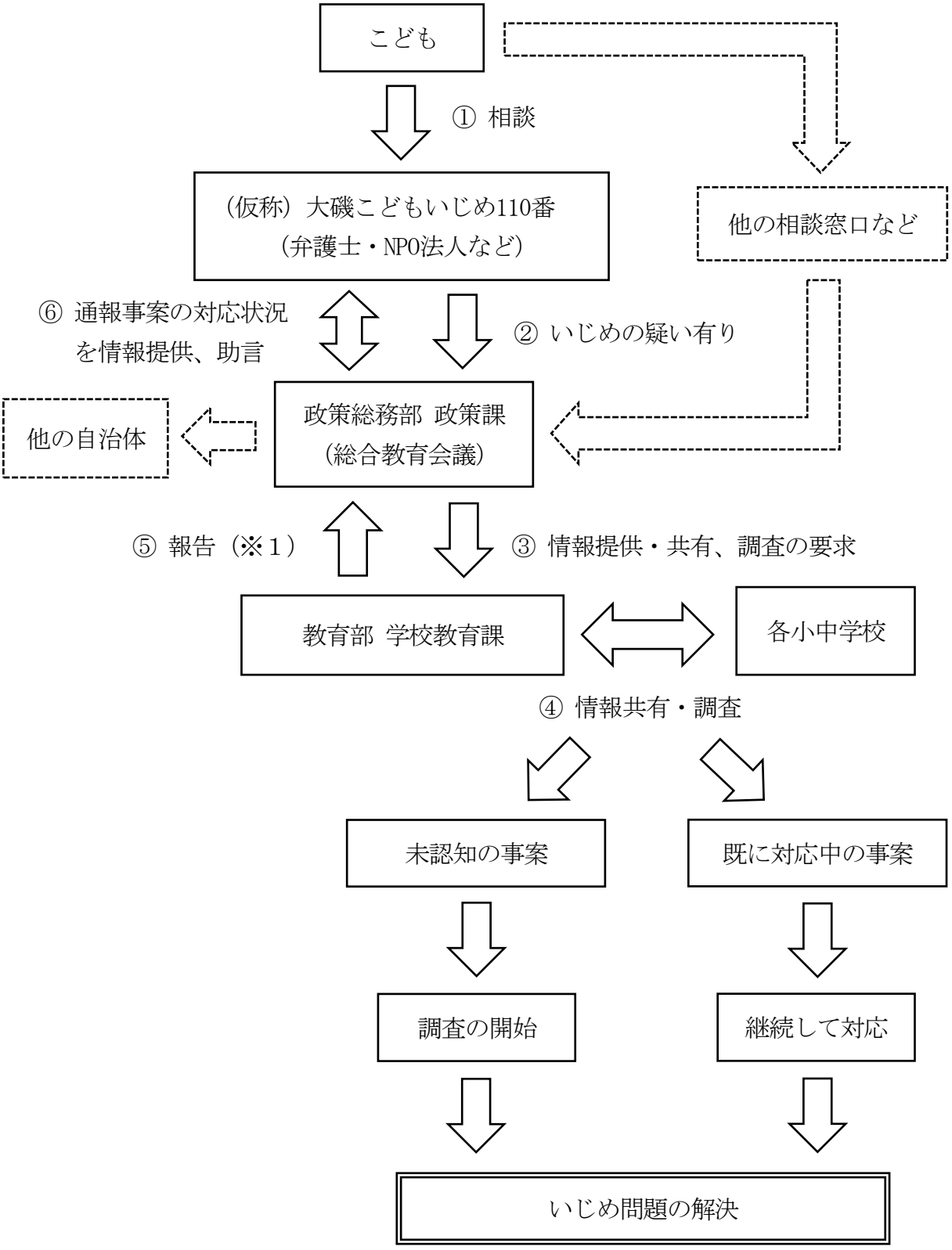

※１　報告を受けた政策総務部政策課は町長へ報告し、町長は総合教育会議において教育部学校教育課に対して万全の対応を求めます。

参考資料２

（仮称）大磯町こどもをいじめから守る条例（素案）

こどもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、未来への希望であり大切な宝です。

いじめは、こどもの尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、命までも奪ってしまう重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為です。

そして、いじめは、いつでもいかなるこどもにも起こり得るものであり、被害者にも加害者にもなる可能性を秘めているため、将来にわたっていじめの防止、早期発見、対処及び解決の取組みを確実に推進する必要があります。

大磯町は、こどもの命を最優先に、こどもの権利を尊重し、こどもたちをいじめから守ることで、こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に係る基本理念を定め、大磯町（以下「町」という。）、学校、保護者及び町民の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に係る基本的な事項を定めることにより、こどもたちをいじめから守ることで、こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　いじめ　こどもと一定の人的関係にある他のこどもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となったこどもが心身の苦痛を感じているものをいう。

(2)　学校　大磯町立の中学校等の設置に関する条例（昭和39年大磯町条例第19号）に規定する小学校、中学校及び幼稚園並びに大磯町保育所条例（昭和37年大磯町条例第３号）に規定する保育所をいう。

(3)　町立小中学校　大磯町立の中学校等の設置に関する条例に規定する小学校及び中学校をいう。

(4)　児童等　学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(5)　こども　児童等その他これらの者と等しくいじめの防止等の対象と認めることが適当である者をいう。

(6)　保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。

(7)　町民　町内に居住する者又は町内に勤務し、若しくは通学する者並びに町内におい

て事業活動を行う個人及び団体をいう。

(8)　関係機関等　警察署、児童相談所、医療機関その他のこどもに対するいじめの防止等に関係する機関及び団体をいう。

（基本理念）

第３条　いじめは、こどもの尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、命までも奪ってしまう重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。また、どのこどももいじめの被害者にも加害者にもなる可能性を持っている。こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現するため、こどもに関わる全ての者がその責務と役割を自覚し、主体的な行動と相互の連携のもと、いじめの防止等に取り組むものとする。

（いじめの禁止等）

第４条　こどもは、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

２　こどもは、命及び心の大切さ並びに尊さを実感し、いじめを行わず、お互いを思いやり、いたわり合いながら、いじめのない明るい生活を送るよう努めるものとする。

（町及び教育委員会の責務）

第５条　町及び大磯町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、第３条の基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、いじめの防止等に関し必要な施策を講ずるものとする。

２　町及び教育委員会は、学校設置者として、学校におけるいじめの防止等に関し必要な措置を講ずるものとする。

（学校及び学校の教職員等の責務）

第６条　学校は、基本理念に則り、当該学校に在籍する児童等の保護者、町民及び関係機関等と連携を図り、学校全体でいじめの防止等に組織的に取り組むものとする。

２　学校の教職員及び保育士は、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

（保護者の責務）

第７条　保護者は、その保護するこどもがいじめを行うことのないよう、当該こどもに対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるものとする。

２　保護者は、その保護するこどもがいじめを受けた場合は、適切にいじめから保護するものとする。

３　保護者は、町及び学校が講ずるいじめの防止等のための施策及び措置に協力するよう努めるものとする。

（町民の役割）

第８条　町民は、基本理念に則り、地域におけるこどもの見守り等により、こどもが安心して生活することができる環境づくりに努めるものとする。

２　町民は、こどもがいじめを受けていると思われるときは、速やかに町、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

（いじめ防止基本方針）

第９条　教育委員会は、法第12条の規定に基づき、町のいじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

２　町立小中学校は、法第13条の規定に基づき、当該学校のいじめ防止基本方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第10条　教育委員会は、法第14条第１項の規定に基づき、大磯町いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

２　協議会は、法第14条第１項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

３　協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（いじめ問題対策・調査委員会）

第11条　教育委員会は、法第14条第３項の規定に基づき、大磯町いじめ問題対策・調査委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

２　委員会は、児童等に重大事態が発生したときは、教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。

３　委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（いじめ問題再調査委員会）

第12条　町は、法第30条第２項の規定に基づき、大磯町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置くことができる。

２　再調査委員会は、町長の諮問に応じて、法第28条第１項の規定による調査の結果について法第30条第２項に規定する調査を行う。

３　再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町規則で定める。

（財政上の措置）

第13条　町は、こどもに対するいじめの防止等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の整備）

第14条　町及び教育委員会は、こどもに対するいじめの防止等のため、こども及び保護者並びに町民が相談することができる体制を整備し、これを周知するものとする。

２　学校は、児童等に対するいじめの防止等のため、児童等の状況を把握するとともに、児童等及び保護者が相談することができる体制を整備するものとする。

（広報及び啓発）

第15条　町及び教育委員会は、こども及び保護者並びに町民に対して、こどもに対するいじめの防止等に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第16条　いじめの防止等のための対策に携わる者は、職務上知り得た個人の情報を他人に

漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（学校以外の学校等への協力要請）

第17条　町長及び教育委員会は、学校以外の学校等の設置者又は管理者に対して、町のいじめの防止等の施策について協力を求めることができる。

（町長及び教育委員会の連携）

第18条　町長及び教育委員会は、いじめの防止等のための施策を連携して推進するため、いじめに関する情報を共有し、積極的に連絡調整を行うものとする。

（委任）

第19条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長又は教育委員会が別に定める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。